

「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和6年改定版)」の考察

2024年8月8日

株式会社三井住友トラスト基礎研究所

PPP・インフラ投資調査部門長 兼同部長 福島隆則

2024年6月3日、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和6年改定版)」が公表された。今年のアクションプランのコンセプトとなる「基本的な考え方」には、30年間続いたコストカット型経済から新たな成長型経済への移行に応じ、行政の歳出効率化、民間事業者の利益創出、住民サービスの向上を目指すことが書き込まれた。

こうした中、本稿では、まず一般的なテーマとして、物価変動への対応、分野横断型・広域型 PPP/PFI の形成促進、PPP/PFI の活用領域の拡大、「5年件数目標」と「事業件数10年ターゲット」の上方修正を取り上げ、解説・考察を行った。さらに、筆者が独自に注目するテーマとして、SPC株式の流動化とインフラ投資市場の整備、空港コンセッション、LABV(Local Asset Backed Vehicle)、スタートアップ連携を取り上げ、次のような考察を行った。

今年のアクションプランでも、SPC株式の流動化やインフラ投資市場の整備は強調されたが、現状での進展は乏しいと言わざるを得ない。今後の空港へのコンセッション導入には、事業性と対応策のバランスが求められる。今年のアクションプランから「LABV」の記述は消えたものの、公的不動産を活用した官民連携の新たな手法は引き続き検討されている。そして、PPP/PFIでも、主に技術革新を取り入れた効率化の観点で、スタートアップ連携への期待が高まっている。

このような様々なテーマを通じて、我が国の PPP/PFI を発展させることが、アクションプランの目指すところである。

(本レポートは、一般社団法人不動産証券化協会「ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.80」掲載論文をもとに、加筆・修正したものである)

はじめに

2024年6月3日、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和6年改定版)」(以下、「今年のアクションプラン」という)が公表された。「PPP/PFI 推進アクションプラン」(以下、「アクションプラン」という)とは、民間資金等活用事業推進会議(PFI 推進会議)¹が、毎年6月頃に、PPP(Public-Private Partnership)や PFI(Private Finance Initiative)の推進施策・方針を決定し、公表しているものである²。

アクションプランは、毎年の内容はもちろんのこと、年ごとの変化に注目することで PPP/PFI に関する政策的なトレンドも読み取ることができる為、その公表は、関連業界が注目する“年に一度の大イベント”となっている。

本稿では、こうした今年のアクションプランのポイントについて、民間資金等活用事業推進委員会(PFI 推進委員会)専門委員でもある筆者が、考察を行っていく。

¹ PFI 推進会議の会長は内閣総理大臣、委員は会長以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者(全国務大臣)と定められている。

² 「PPP/PFI 推進アクションプラン」は、2016年5月18日に公表されたものが最初で、以降のものは、その改訂版という位置付けである。ただ、その源流は、2013年6月6日に公表された「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」にある。

基本的な考え方

例年、アクションプランの冒頭には、「基本的な考え方」が記載される。文字通り、その年のアクションプランのコンセプトやスタンスを記した部分であるが、時々の経済環境や政策的な意図も反映されており、意外に興味深い。今年のアクションプランの「基本的な考え方」には、昨年にはなかった以下の記述が追加されている。

これからの PPP/PFI の推進に当たっては、30 年間続いたコストカット型経済から脱却し、「新たな成長型経済」への移行に応じ、行政においては「歳出の効率化」、民間事業者においては「利益の創出」、住民においては「サービスの向上」という視点から推進していく必要がある。

後半部分は、PPP/PFI においてもよく引き合いに出される「三方よし³」の考え方を具体化したような記述に見える。一方、前半部分は、PPP/PFI を取り巻く経済環境が変わりつつあることを示しており、今年「基本的な考え方」における象徴的な記述となっている。例年、アクションプランと同時期に公表される「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」の冒頭にも、今年「我が国経済は、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えている」という整合的な記述が掲載されている。

物価変動への対応

コストカット型経済を脱却し、成功裏に新たな成長型経済へ移行するには、「金利のある世界」や「物価が上昇する世界」などと呼ばれる新しい経済環境への順応が重要となる。物価の上昇(より一般的には「物価の変動」)が予想される中、PPP/PFI 事業においても、民間事業者が適正な利益を得られる環境の必要性が叫ばれている。

内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI 推進室)では、2022 年度から民間事業者へのヒアリングを行い、実態の把握に努めてきた。民間事業者の要望は主に2つ。1つは、既存の契約について、必要な契約変更を行うこと。もう1つは、新規の契約について、物価変動を適切に反映することであった。

こうした要望を受け、各所で議論・検討が行われた結果、関連するガイドライン等の改正が行われることとなった。いずれも、予定価格に最新の実勢価格や費用を適切に反映すること、契約金額改定の基準となる物価指数として市場価格への感応度が高いものを採用することなど、民間事業者が適正な利益を得やすい方向での改正となっている(図表 1、2)。

分野横断型・広域型 PPP/PFI の形成促進

決して新しい概念というわけではないが、今年のアクションプランでは、一層の歳出の効率化、不足する自治体職員(特に技術系職員)の補完、民間事業者の参入促進などの観点から、「分野横断型・広域型 PPP/PFI の形成促進」というテーマが打ち出された。

「分野横断型 PPP/PFI」とは、複数分野または複数の公共施設等を一括して事業化する手法を、「広域型 PPP/PFI」とは、複数の自治体が公共施設等の管理者等となって PPP/PFI 事業を実施する手法を指す。いずれも、対象となる公共施設や発注主体をまとめることで、更新時の施設統合や運営の効率化を目指すものである(図表 3)。

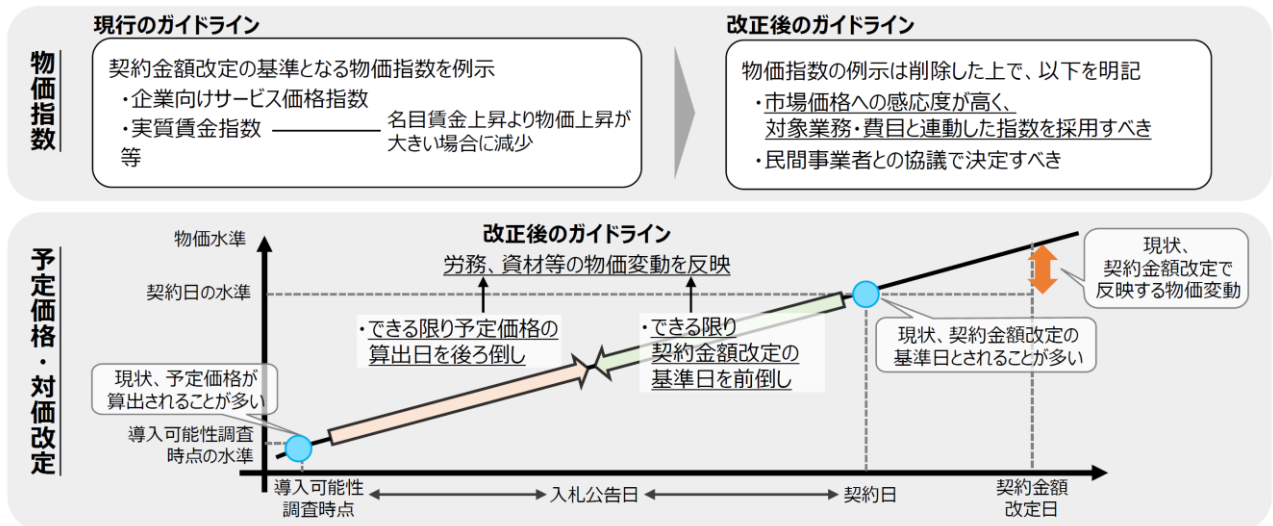
³ 「売り手よし」、「買い手よし」、「世間(社会)よし」の3つの「よし」のこと。近江商人の経営哲学の一つとされ、「商売において売り手と買い手が満足するのは当然のこと、社会に貢献できてこそよい商売といえる」(伊藤忠商事 HP) という考え方を表現したものだ。

図表1 物価変動に対応する各種ガイドライン等改正の概要

既存契約	契約締結後の契約変更	<ul style="list-style-type: none"> 管理者等は、サービス対価改定に適切に対応する必要があること 管理者等は、事業者から契約変更の協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図ることが必要であること 契約変更について、管理者等に不利となるものは認められないとの考え方もあるが、事業における当初の官民のリスク分担、物価変動の影響等を踏まえた上で、契約変更をして当該事業の実施を継続する方が新たに事業者選定を行うよりも管理者等にとって有利と考えられる場合には、契約変更が認められると考えられること <p>【契約ガイドライン P.89】</p>
	予定価格の適切な設定 物価変動に基づくサービス対価改定	<ul style="list-style-type: none"> 管理者等は、予定価格に市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させることが必要であること <p>【プロセスガイドライン P.22】</p>
新規契約	市場価格を的確に反映する物価指数の採用	<ul style="list-style-type: none"> (物価指数の例示は、経済社会情勢の変化等に伴い不適切になり得るため削除し、別途提示することを検討) 管理者等は、事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映される物価指数を採用することが必要であること 具体的には以下が望ましいこと <ul style="list-style-type: none"> 市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用すること 対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用すること あらかじめ入札説明書等に物価指数の案を明示した上で、事業者との協議により決定すること <p>【契約ガイドライン P.88】</p>
	サービス対価改定の基準時点	<ul style="list-style-type: none"> サービス対価改定の基準時点を契約締結日のほか契約締結日より前の入札公告日等とすることが考えられること サービス対価改定の基準時点を契約締結日より前の入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられること <p>【契約ガイドライン P.88, 89】【契約の基本的考え方 P.19, 20】【標準契約第50条、51条】</p>

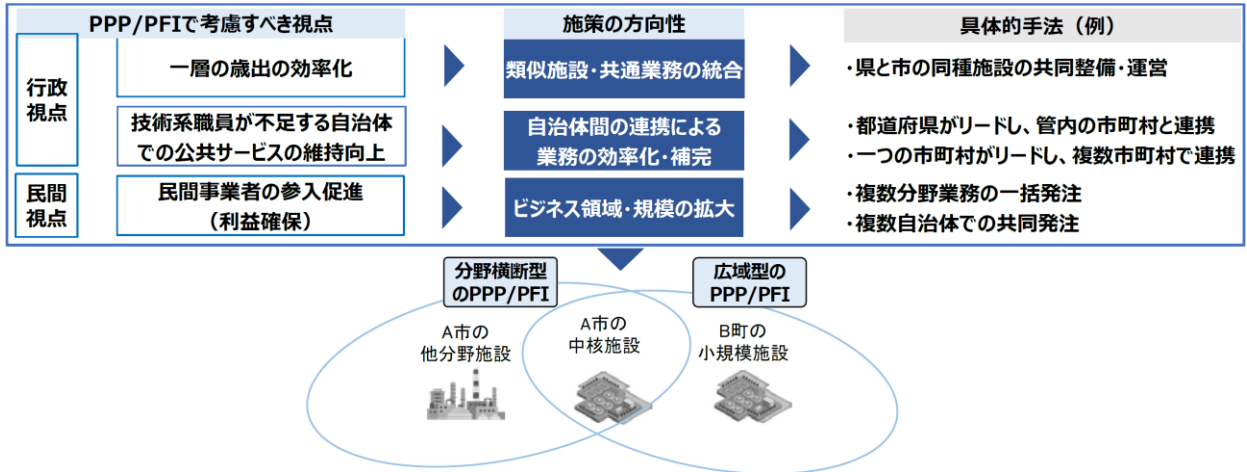
出所)内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室)、「各種ガイドライン等改正の概要」(2024年6月3日)をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

図表2 物価変動に対応する各種ガイドライン等改正のイメージ



出所)民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改訂版)概要」(2024年6月3日)

図表3 分野横断型・広域型 PPP/PFI の形成促進のイメージ



出所) 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和6年改訂版)概要」(2024年6月3日)

「分野横断型 PPP/PFI」の実例としては、宮城県が、上水道2事業、工業用水道3事業、下水道4事業の計9事業を一体的にコンセッション方式で発注した「宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)」などがある(図表4)。

図表4 宮城県上工下水一体官民連携運営事業の事業区域

赤い太線で囲んだ範囲(県の水道用水供給エリア)内★印のついた事業が対象です。



みやぎ型管理運営方式 対象9事業

- **水道用水供給事業（2事業）**
 - ・大崎広域水道事業
 - ・仙南・仙塩広域水道事業
- **工業用水道事業（3事業）**
 - ・仙台北部工業用水道事業
 - ・仙塩工業用水道事業
 - ・仙台圏工業用水道事業
- **流域下水道事業（4事業）**
 - ・仙塩流域下水道事業
 - ・阿武隈川下流流域下水道事業
 - ・鳴瀬川流域下水道事業
 - ・吉田川流域下水道事業

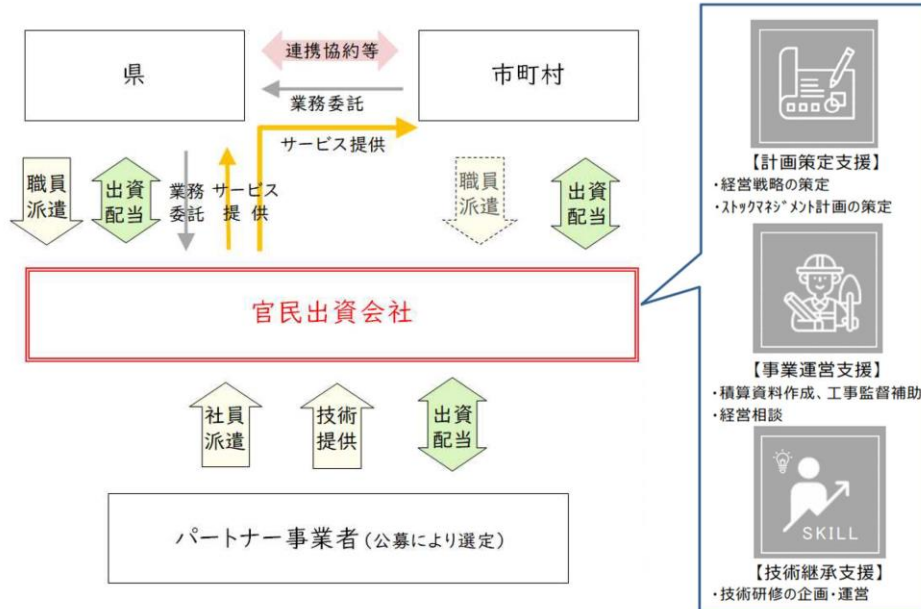
※対象外の流域下水道事業（3事業）

- ・北上川下流流域下水道事業
- ・迫川流域下水道事業
- ・北上川下流東部流域下水道事業

出所) 宮城県企業局水道経営課、民間資金等活用事業推進委員会第12回事業推進部会資料「宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)について」(2024年1月31日)

一方、「広域型 PPP/PFI」の実例としては、秋田県が地方自治法の連携協約⁴に基づき、県内 25 市町村の下水道関連業務を官民出資会社に一括発注した事業などがある(図表 5)。

図表 5 秋田県の下水道事業の広域補完組織のスキーム



出所)秋田県建設部下水道マネジメント推進課、民間資金等活用事業推進委員会第12回事業推進部会資料「秋田県の下水道事業について～広域化・共同化、公民連携の取組～」(2024年1月31日)

PPP/PFIの活用領域の拡大

昨年のアクションプラン⁵は、「ウォーターPPP」、「ローカルPFI」、「スモールコンセッション⁶」などのキャッチーなフレーズとともに、新しい手法や概念が紹介されたことで、非常に注目を集めた。今年のアクションプランにはそうしたものがあまりなかった為、地味な印象を受けた方も少なくないだろう。同様のフレーズとしては、「防衛省版PPP」が唯一目を引いた。

「防衛省版PPP」とは、各駐屯地・基地等の自衛隊施設の再配置・集約化等の整備に、PFIやECI⁷等と包括的民間委託を組み合わせた最適な民間活用手法を適用するものである。ただ、PFIに限定しても、防衛省が事業主体となったものは過去にいくつかあり、それ自体に新鮮味はない(図表6)。その為、包括的民間委託との組み合わせに、新しい価値を求めることになるだろう。

今年のアクションプランでは、この自衛隊施設を14番目の重点分野⁸に指定。「防衛省版PPP」を推進することで、2026年度までに20件の具体化を目標とし、2031年度までに50件の具体化を狙うとしている。実際の案件としても、海上自衛隊横須賀教育隊や防衛医科大学校病院等の整備が挙げられている。

⁴ 地方自治法第252条の2第1項 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

⁵ 昨年のアクションプランについての詳細は、「「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)」の考察」(福島) (https://www.smtri.jp/report_column/report/2023_08_09_5919.html)を参照。

⁶ スモールコンセッションについての詳細は、「小さなコンセッションが起す大きな潮流～スモールコンセッションに期待すること～」(福島) (https://www.smtri.jp/report_column/report/2024_04_26_6189.html)を参照。

⁷ Early Contractor Involvementの略で、設計段階からゼネコンなどの施工者が参画し、施工の実施を前提に、設計への技術協力を行うもの。

⁸ 民間ビジネス拡大効果が特に高い分野や、今後ストックの維持更新について大きな課題を抱えることが予想される分野、新たにPPP/PFIを導入することにより取組の加速が期待できる分野を指す。これまで、空港、水道、下水道、道路、スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道の13分野が指定されていた。

こうした自衛隊施設に加え、今年のアクションプランでは、集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPP、流域総合水管理の推進、火葬場、スタジアム・アリーナ、国立公園、道路（下関北九州道路）という計7つの分野・項目を掲げ、PPP/PFIの活用領域の拡大を図るとしている（図表7）。

図表6 防衛省が事業主体となったPFI事業

事業名	事業手法	契約締結日	契約終了日	事業者 (代表企業)	契約金額※ (公共から事業者への支払い)	VFM (事業者選定時)
立川公務員宿舎(仮称)整備等事業	BTO	2004/3/30	2013/3/31	(株)大林組	4,150,835,634	25.68%
海上自衛隊呉史料館(仮称)整備等事業	BTO	2005/3/30	2014/3/31	(株)日立製作所	3,027,938,761	14.9%
Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業	BTO BOO	2013/1/15	2031/3/31	スカパーJSAT(株)	122,074,026,613	15.15%
海上自衛隊呉史料館建設維持管理運営事業	RO	2014/3/25	2021/3/31	(株)日立製作所	680,400,000	5.3%
民間船舶の運航・管理事業	BOO	2016/3/11	2025/12/31	高速マリン・トランスポート(株)	24,964,958,057	6.1%
海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業	O	2021/3/17	2028/3/31	(株)丹青社	896,000,000	2.8%

※ 税の取扱が不明な「立川公務員宿舎(仮称)整備等事業」以外、全て税込み金額出所)内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室)HP、「PFI事業 基礎データベース」をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

図表7 PPP/PFIの活用領域の拡大

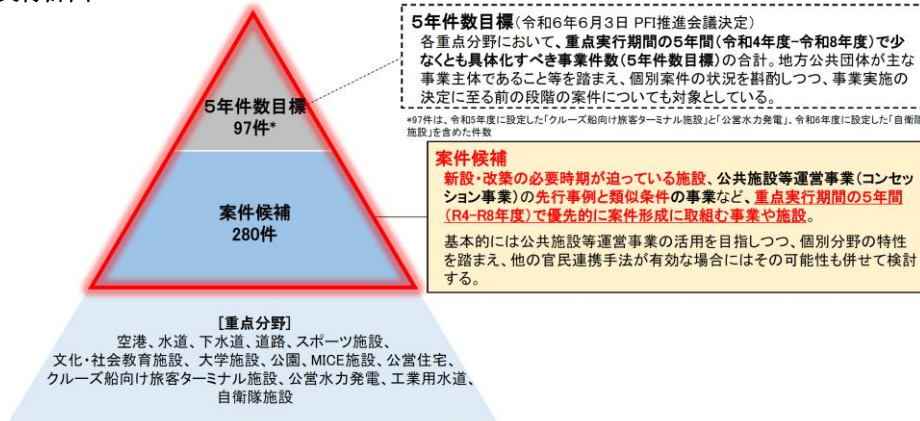
分野・項目	背景・詳細
自衛隊施設	自衛隊施設の強靱化のための 施設の再配置・集約化等の整備 に当たり、PFIやECI等と包括的民間委託を組み合わせる最適な民間活用手法を適用する「 防衛省版PPP 」を推進
集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPP	水分野の公共サービスの効率的・持続的提供のため、水道・下水道・工業用水道に加え、 集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成 に取り組む自治体を積極的に支援
流域総合水管理の推進	これまで進めてきた「流域治水」に加え、流域単位での水力発電の増強や上下水道施設の再編等による省エネ化を推進し、 流域で治水のみならず、カーボンニュートラルの推進等 にも官民連携で取り組む
火葬場	多死社会の到来を見据え、火葬需要が増加する一方で施設が老朽化する 火葬場の整備・運営 について、PPP/PFIの活用に取り組む自治体を積極的に支援
スタジアム・アリーナ	スポーツの成長産業化や、地域経済の持続的成長を推進するため、 官民連携によるスタジアム・アリーナの取組 について、 事業の具体化を促す伴走型支援 により、更なる推進を図る
国立公園	美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、国立公園(十和田八幡平、中部山岳、大山隠岐、やんばる国立公園)において、 官民連携による滞在体験の魅力向上の取組 の更なる推進を図る
道路(下関北九州道路)	広域的な人流・物流及び経済活動の活性化を支える大動脈、災害時の代替路としての機能・役割が期待される下関北九州道路について、 エリア単位でのPFIの活用も視野に検討 する

出所)民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改訂版)概要」(2024年6月3日)をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

「5年件数目標」と「事業件数10年ターゲット」の上方修正

定量的な目標という点でも、昨年のアクションプランは耳目を集めた。一昨年のアクションプランで既に設定されていた、重点分野(13分野)に対する「5年件数目標⁹」に加え、「事業件数10年ターゲット¹⁰」と「重点分野実行計画¹¹」(図表8)という2つの新しい枠組みが作られたのである。

図表8 重点分野実行計画



出所)内閣府、「PPP/PFI 推進アクションプラン重点分野実行計画概要」(2024年6月)

今年のアクションプランでは、こうした枠組みの新設はなかったものの、前述の自衛隊施設の重点分野への追加や、特に進捗が良好な分野(スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設)については、「5年件数目標」と「事業件数10年ターゲット」の上方修正が行われている(図表9、10)。

なお、各重点分野における「事業件数10年ターゲット」の進捗状況は、図表11のとおりとなっている。

図表9 重点分野実行計画への自衛隊施設の追加

重点分野	5年件数目標 (2022年度～2026年度)	「重点分野実行計画」の 設定項目
		案件候補 (2022年度～2026年度)
空港	3件	8件
水道	5件	24件
下水道	6件	20件
道路	7件	7件
スポーツ施設	10件	30件
文化・社会教育施設	10件	30件
大学施設	5件	15件
公園	2件	3件
MICE施設	10件	49件
公営住宅	10件	30件
クルーズ船向け旅客ターミナル施設	3件	3件
公営水力発電	3件	2件
工業用水道	3件	9件
自衛隊施設	20件	50件
合計	97件	280件

出所)内閣府、「PPP/PFI 推進アクションプラン重点分野実行計画概要」(2024年6月)をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

⁹ 2022年度から2026年度の5年間で少なくとも具体化すべき事業件数の目標。

¹⁰ 2022年度から2031年度の10年間で具体化を狙う野心的な事業件数のターゲット。「5年件数目標」を含む。

¹¹ 「事業件数10年ターゲット」を見据えつつ、「5年件数目標」の達成と上積みを目指し、案件形成の工程等を具体化する計画のこと。件数は案件候補という位置付け。

図表 10 「5年件数目標」と「事業件数10年ターゲット」の上方修正

5年件数目標(2022年度～2026年度)			事業件数10年ターゲット(2022年度～2031年度)		
重点分野	5年間で少なくとも 具体化すべき事業 件数目標 (5年件数目標)	対象とする 施設・契約形態	重点分野	10年間で具体化を 狙う事業件数 (事業件数10年 ターゲット)	対象とする 施設・契約形態
空港	3件	コンセッション	空港	10件	コンセッション
水道	5件	コンセッション等	水道	100件	ウォーター-PPP
下水道	6件	コンセッション	下水道	100件	ウォーター-PPP
道路	7件	バスでコンセッション等 のPPP/PFI	道路	60件	バスをはじめとする道路分野 全体(他分野との連携含む)での PPP/PFI
スポーツ施設	10件	コンセッション	スポーツ施設	30件→40件	コンセッション
文化・社会教育施設	10件	コンセッション等	文化・社会教育施設	30件→35件	コンセッション等
大学施設	5件	コンセッション等	大学施設	30件→40件	コンセッション、PPP/PFI
公園	2件	利用料金の設定された 公園でのコンセッション	公園	30件	コンセッションなど 公園全体での民間活用
MICE施設	10件	コンセッション	MICE施設	30件	コンセッション、PFI
公営住宅	10件	コンセッション、収益型事業、 公的不動産利活用	公営住宅	100件	コンセッション、収益型事業、 公的不動産利活用、PFI
クルーズ船向け 旅客ターミナル施設	3件	コンセッション	クルーズ船向け 旅客ターミナル施設	10件	コンセッション及び国際旅客船 拠点形成港湾制度
公営水力発電	3件	公営企業局の 経営のあり方検討	公営水力発電	20件	公営企業局の水力発電施設 における経営のあり方検討
工業用水道	3件	コンセッションをはじめとする 多様なPPP/PFI	工業用水道	25件	ウォーター-PPPをはじめとする 多様なPPP/PFI
自衛隊施設(新規)	20件	PFI、ECI等と 包括的民間委託の組み合わせ	自衛隊施設(新規)	50件	PFI、ECI等と 包括的民間委託の組み合わせ
合計	77件→97件		合計	575件→650件	

出所)民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和6年改訂版)概要」(2024年6月3日)をもとに
三井住友トラスト基礎研究所作成

図表 11 各重点分野における「事業件数10年ターゲット」の進捗状況(実績&見込み)

具体化件数の実績(上方修正前)				具体化件数の見込み(上方修正後)			
重点分野	事業件数10年 ターゲット (上方修正前)	2022年度 (1年目)	2023年度 (2年目)	重点分野	事業件数10年 ターゲット (上方修正後)	2024年度 (3年目)	早期に具体化が 見込まれる件数※
空港	10件	0件(0%)	1件(10%)	空港	10件	3件(30%)	約5件(50%)
水道	100件	3件(3%)	5件(5%)	水道	100件	6件(6%)	約25件(25%)
下水道	100件	2件(2%)	3件(3%)	下水道	100件	10件(10%)	約40件(40%)
道路	60件	15件(25%)	26件(43%)	道路	60件	28件(47%)	約29件(48%)
スポーツ施設	30件	8件(27%)	19件(63%)	スポーツ施設	40件	20件(50%)	約25件(63%)
文化・社会教育施設	30件	5件(17%)	10件(33%)	文化・社会教育施設	35件	14件(40%)	約18件(51%)
大学施設	30件	22件(73%)	30件(100%)	大学施設	40件	34件(85%)	約35件(88%)
公園	30件	3件(10%)	9件(30%)	公園	30件	12件(40%)	約18件(60%)
MICE施設	30件	4件(13%)	6件(20%)	MICE施設	30件	10件(33%)	約14件(47%)
公営住宅	100件	16件(16%)	26件(26%)	公営住宅	100件	34件(34%)	約36件(36%)
クルーズ船向け 旅客ターミナル施設	10件	1件(10%)	3件(30%)	クルーズ船向け 旅客ターミナル施設	10件	3件(30%)	約3件(30%)
公営水力発電	20件	1件(5%)	2件(10%)	公営水力発電	20件	2件(10%)	約3件(15%)
工業用水道	25件	1件(4%)	3件(12%)	工業用水道	25件	8件(32%)	約10件(40%)
自衛隊施設(新規)	—	—	—	自衛隊施設(新規)	50件	0件(0%)	約20件(40%)
合計	575件	81件(14%)	143件(25%)	合計	650件	184件(28%)	約281件(43%)

具体化は①実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を指す。各年の件数は累積値、括弧内の%は10年ターゲット(2022、2023年度は上方修正前、2024年度以降は上方修正後)に対する割合を示す。

※ 早期に具体化が見込まれる件数については、2025年度以降の早い時期での具体化が見込まれるものの件数を示す。

出所)民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和6年改訂版)概要」(2024年6月3日)をもとに
三井住友トラスト基礎研究所作成

投資家の視点から見た PPP/PFI ～SPC 株式の流動化とインフラ投資市場の整備～

ここまで、今年のアクションプランの一般的なポイントを取り上げてきたが、筆者独自の視点からの考察も行っておきたい。まず、投資家の視点から見た PPP/PFI についてである。

今年のアクションプランにも、例年とほぼ同じ内容の2つの記述が残された。1つは、SPC 株式の流動化についての以下の記述。

SPC(特別目的会社)株式の流動化は、民間事業者による早期の資金回収を可能とすることから、新規インフラ事業の取組促進に繋がることや、地域企業も含めた多様な民間事業者の参画が容易となることで、公的負担の軽減や地域活性化等にもつながるものと考えられるため、PFI 事業の更なる促進に資する。また、インフラ資産が生み出す安定した利益を年金基金や地域住民等へ幅広く還元する仕組みは有効であると考えられる。このため、株式等流動化の意義等や、株式譲渡及び債権流動化の進め方等を盛り込んだガイドラインの周知を図り、株式等流動化の促進に向けた環境の整備を行う。

もう1つは、インフラファンドをはじめとするインフラ投資市場の整備をうたった以下の記述である。

PPP/PFI の促進を通じ潤沢な民間資金の流れを作ることで、金融機関によるプロジェクトファイナンスの活性化や資金提供主体としてのインフラファンドの育成、投資家から資金の調達を行うインフラ投資市場の整備を促進していく必要がある。

前者の記述は、2020年のアクションプラン以降、後者の記述は、2016年の最初のアクションプラン以降、毎年掲載されてきた。さらに後者と同様の記述は、アクションプランの源流とされる2013年の「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」にも存在する。

こうした毎年の記述にもかかわらず、現実ほとんど進展がない。PFI 事業の SPC 株式が流動化された事例はほとんどなく、その為か、我が国のインフラ投資市場は PPP/PFI 分野に広がっていない¹²。早く、アクションプランの記述が実現するよう、むしろ、記述される必要がないくらい当たり前になることを願っている。

全ての空港へのコンセッション導入促進

アクションプランの空港分野の項には、例年、やや大胆な政府のスタンスを示した記述がある。「原則として全ての空港への公共施設等運営事業の導入を促進する」という部分である¹³。今年のアクションプランにも、この記述は残された。

我が国には、現在、97の空港がある。このうち、公共施設等運営事業(コンセッション事業)として民間運営されているのは、19空港。その為、先の記述は、「原則として残り78空港にもコンセッション事業の導入を促進する」と読み替えることができる。空港は重点分野の1つであるが、ここまで野心的な政府のスタンスを明示している分野は他にない。

ただ、民間事業者からは、「残りの空港に(コンセッション事業としての)魅力を感じるものが、ほとんどない」、「収益性の高い空港は、もう(コンセッション事業として)出尽くした」などの声も聞こえてくる。コロナ禍の苦境を経験し、空港運営の事業リスクを再認識した民間事業者も少なくないだろう。

こうした背景もあり、今年のアクションプランにも、「混合型スキームの導入」や「コロナ禍を踏まえたリスク分

¹² 2013年に民間のインフラ投資市場が成熟するまでの補完的立場として設立された民間資金等活用事業推進機構(官民連携インフラファンド)が、2022年にその設置期限を延長した際も、「インフラ投資市場の未成熟」を最大の理由に挙げている。

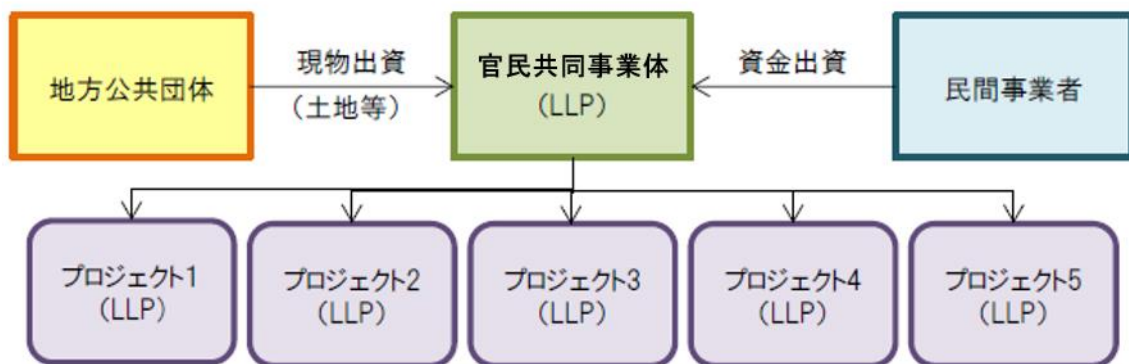
¹³ 2017年のアクションプラン以降、毎年同様の記述が見られる。ただ、当初の記述は、国管理空港や地方管理空港について書かれており、「全ての空港」が、成田や中部の会社管理空港なども含むかは不明。

担条項(プロフィット・ロスシェアリング条項、無利子貸付条項等)の新設等について、案件ごとに、実施契約への反映を検討」といった“対応策”が並ぶ。残りの78空港にコンセッションを導入できるかは、こうした事業性と対応策のベストな交点が見出せるかにかかっていると見えよう。

消えた LABV

一方、今年のアクションプランから消えた言葉もある。「LABV (Local Asset Backed Vehicle)」である。LABVは、主に英国で導入されてきた公的不動産の有効活用に適した事業手法で、地方公共団体等が土地などの公的不動産を現物出資し、民間事業者は資金出資を行って「官民共同事業体」を設立。この事業体が主体となって、複数の開発プロジェクトを実施するものである(図表12)¹⁴。

図表12 英国におけるLABVの基本スキーム図



出所) 総務省、「地方公共団体における公的不動産と民間活力の有効活用についての調査研究 報告書」(2015年3月)をもとに三井住友トラスト基礎研究所が一部加筆・修正

LABVは、2016年の最初のアクションプラン以降、毎年掲載されてきただけに、消滅はやや意外な気もするが、国内での実績は少なく、専門家の間でも“知る人ぞ知る”手法だっただけに、致し方ないところもある。とはいえ、「公的不動産を核にしたまちづくりのために官民の長期的なパートナーシップの枠組みをつくる新たな手法についても活用を積極的に検討すべきである¹⁵」という記述は残されており、LABVがその「新たな手法」の一つであることに変わりはない為、引き続きその可能性は追求されていくだろう。

スタートアップ連携

最後に、スタートアップ連携に関する記述を紹介する。スタートアップ連携に関する記述は、昨年のアクションプランに初めて登場し、今年もほぼ同じ内容の以下の2つの記述が残された。

運営期間が長期に渡るPFI事業等において、更なる効率化等を目的に将来的な広域化を見据えることが望まれるとともに、技術革新が加速的に進む中、管理運営手法を陳腐化させず継続的に運営効率の向上を図っていくために、スタートアップ等の新技術やサービスを機動的に導入していくことが効果的である。

スタートアップ等の持つ新技術やサービスを機動的に導入し、長期に渡る運営期間での継続的な効率向上

¹⁴ LABVについての詳細は、「公的不動産を核とした新たなまちづくり手法、LABV」(井口) (https://www.smtri.jp/report_column/report/2023_09_01_5939.html)を参照。

¹⁵ 昨年までのアクションプランには、「公的不動産を核にしたまちづくりのために官民の長期的なパートナーシップの枠組みをつくるLABV等の新たな手法についても活用を積極的に検討すべきである」と記述されていた。

を図るため、PFI 事業等で新技術やサービスを円滑に導入するスキームやインセンティブについて、事例も踏まえ整理し、横展開を図る。

これらの記述を見る限り、アクションプランでは、スタートアップ連携の主な目的を運営維持管理コストの削減に置いているようである。つまり、スタートアップには、コンソーシアムの構成企業として、PPP/PFI 事業の効率化に補助的に貢献することを期待しているように見える。

当面はこれで合理的だと思うが、筆者はそう遠くない未来に、スタートアップが代表企業を務める PPP/PFI 事業が出てくるのではないかと思っている。むしろ、そういうワクワクするような未来が見えてこない、我が国の PPP/PFI の発展はないだろう。「新たな成長型経済」に順応した、新時代の PPP/PFI に期待したい。

参考文献

- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和6年改訂版)概要」(2024年6月3日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和6年改訂版)」(2024年6月3日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和5年改訂版)」(2023年6月2日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和4年改訂版)」(2022年6月3日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和3年改訂版)」(2021年6月18日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和2年改訂版)」(2020年7月17日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和元年改訂版)」(2019年6月21日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(平成30年改訂版)」(2018年6月15日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン(平成29年改訂版)」(2017年6月9日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI 推進アクションプラン」(2016年5月18日)
- 民間資金等活用事業推進会議、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」(2013年6月6日)
- 内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI 推進室)、民間資金等活用事業推進委員会第27回計画部会資料「新たな目標設定における検討事項(参考資料)」(2021年10月15日)
- 伊藤忠商事 HP、「近江商人と三方よし」(<https://www.itochu.co.jp/ja/about/history/oumi.html>)
- 内閣府、「経済財政運営と改革の基本方針2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(2024年6月21日)
- 内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI 推進室)、民間資金等活用事業推進委員会第12回事業推進部会「議事録」(2024年1月31日)
- 内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI 推進室)、民間資金等活用事業推進委員会第12回事業推進部会資料「PPP/PFI 事業における物価変動の影響への対応について」(2024年1月31日)
- 内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI 推進室)、「各種ガイドライン等改正の概要」(2024年6月3日)
- 内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI 推進室)、民間資金等活用事業推進委員会第12回事業推進部会資料「分野横断型・複数施設型及び広域型の PPP/PFI の推進について」(2024年1月31日)
- 宮城県企業局水道経営課、民間資金等活用事業推進委員会第12回事業推進部会資料「宮城県上下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)について」(2024年1月31日)
- 秋田県建設部下水道マネジメント推進課、民間資金等活用事業推進委員会第12回事業推進部会資料「秋田県の下水道事業について ～広域化・共同化、公民連携の取組～」(2024年1月31日)
- ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.74, 2023 July-August、福島、「「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和5年改定版)」の考察」
- ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.78, 2024 March-April、福島、「小さなコンセッションが起こす大きな潮流 ～スモールコンセッションに期待すること～」
- 内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI 推進室)HP、「PFI 事業 基礎データベース」(https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyou/jigyou_index.html)
- 内閣府、「PPP/PFI 推進アクションプラン重点分野実行計画概要」(2024年6月)
- 株式会社民間資金等活用事業推進機構、「民間資金等活用事業推進機構について」(2023年2月3日)
- 国土交通省 HP、「空港一覧」(https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000310.html)
- ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.73, 2023 May-June、井口、「公的不動産を核とした新たなまちづくり手法、LABV」

【お問い合わせ】PPP・インフラ投資調査部

<https://fofa.jp/smtri/a.p/114/>

1. この書類を含め、当社が提供する資料類は、情報の提供を唯一の目的としたものであり、不動産および金融商品を含む商品、サービスまたは権利の販売その他の取引の申込み、勧誘、あっ旋、媒介等を目的としたものではありません。銘柄等の選択、投資判断の最終決定、またはこの書類のご利用に際しては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願いいたします。また、法務、税務、財務等に関する事項につきましては、それぞれ弁護士、税理士、会計士等にご相談・ご確認されますようお願いいたします。
2. この書類を含め、当社が提供する資料類は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成していますが、当社はその正確性および完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料は作成時点または調査時点において入手可能な情報等に基づいて作成されたものであり、ここに示したすべての内容は、作成日における判断を示したものです。また、今後の見通し、予測、推計等は将来を保証するものではありません。本資料の内容は、予告なく変更される場合があります。当社は、本資料の論旨と一致しない他の資料を公表している、あるいは今後公表する場合があります。
3. この資料の権利は当社に帰属しております。当社の事前の了承なく、その目的や方法の如何を問わず、本資料の全部または一部を複製・転載・改変等してご使用されないようお願いいたします。
4. 当社は不動産鑑定業者ではなく、不動産等について鑑定評価書を作成、交付することはありません。当社は不動産投資顧問業者または金融商品取引業者として、投資対象商品の価値または価値の分析に基づく投資判断に関する助言業務を行います。当社は助言業務を遂行する過程で、不動産等について資産価値を算出する場合があります。しかし、この資産価値の算出は、当社の助言業務遂行上の必要に応じて行うものであり、ひとつの金額表示は行わず、複数、幅、分布等により表示いたします。